

川崎市委託単価契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）及び指示書等（必要に応じて別途発行する業務内容指示書及び発注書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、設計図書及び指示書等を内容とする業務をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約単価（以下「契約単価」という。）をもって、契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。ただし、指示書等に別途期間の指定がある場合はその期間（以下「指定期間」という。）内に業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この約款、設計図書及び指示書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

第2条 受注者は、業務日程表の提出について発注者から指示を受けた場合は、設計図書又は指示書等に基づき業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務日程表の修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するかどうかにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、出来高数量に応じた額を受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第17条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間又は指定期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間又は指定期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約書記載の推定総金額(契約単価及び予定業務数量を基に算定した金額で、この契約に係る発注者の委託代金の支払限度額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をいう。以下同じ。)に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。ただし、指定期間経過に係る遅延の場合は、契約単価及び指定期間内の予定業務数量を基に算定した金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算し

た額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間若しくは指定期間内又は履行期間若しくは指定期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第19条の5又は第19条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ウに該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第19条の3 第19条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条の4 第19条又は第19条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第19条の6 受注者は、第9条の規定により業務内容を変更したため推定総金額が3分の2以上減少したとき

は、直ちに契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条の7 第19条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第20条 解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相当する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第19条又は第19条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第19条の3、第19条の5又は第19条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第20条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、推定総金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第19条又は第19条の2の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第21条 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第19条又は第19条の2による場合は受注者が負担し、第19条の3、第19条の5又は第19条の6による場合は発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第19条又は第19条の2による場合は発注者が定め、第19条の3、第19条の5又は第19条の6の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第22条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するとき

は、不正行為に対する賠償金として、推定総金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が推定総金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、委託契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保 険)

第23条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第23条の2 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第24条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ対策基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注

者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度 (ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001 等) の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性がある

ことを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報等の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

川崎市立学校機密文書処分業務委託仕様書

(仕様書の範囲)

- 1 この仕様書は、川崎市委託単価契約約款（以下「約款」という。）第1条に規定する設計図書として、廃棄文書（一般廃棄物）の処理業務について定める。

(発注者の責務)

- 2 発注者は、廃棄文書の適正処理を受注者に委託するために必要な情報について、次の各号のとおり受注者に提供する。
 - (1) 発注者は、廃棄文書の種類等、適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ受注者に提供しなければならない。
 - (2) 発注者は、委託契約期間中、前号に定める事項について変更が生じた場合は、受注者に速やかにその内容を通知しなければならない。
 - (3) 発注者は、前各号に掲げる事項以外でも、受注者から廃棄文書の適正な処理に必要な情報について提供を求められた場合は、これに応じることとする。

(受注者の遵守事項)

- 3 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）その他関係法令に関すること。
 - (2) 受注者は廃棄文書を処理するにあたっては、周辺的生活環境に影響を及ぼさないこと。
 - (3) 廃棄文書は溶解し、リサイクル用品の原料とすること。
 - (4) 廃棄文書を溶解処理が完了するまでの間は、廃棄文書の内容が第三者に漏えいすることがないように厳重に管理し、溶解処理完了後も廃棄文書の内容を漏えいしないこと。
 - (5) 廃棄文書は搬送された荷姿である段ボールに詰められた状態のまま溶解処理すること。
 - (6) その他発注者職員の指示に従うこと。

(委託期間)

- 4 業務の委託期間は、契約を締結した日から令和8年11月30日までとする。

(委託する廃棄文書及び業務内容)

- 5 発注者が、受注者に処理を委託する廃棄文書の種類、予定数量及び契約単価は、次の表のとおりとする。

種 類	一般廃棄物（ミックス紙（保存ファイル及びダンボール箱を含む。））		
形 態	ダンボール箱詰		
予定数量	43,370キログラム	契約単価	1キログラム当たり 円

(廃棄文書の処理方法)

6 受注者は、発注者から委託された前項の廃棄文書を次の表のとおり処理する。

事業場(処理施設)の名称	
事業場(処理施設)の所在地	
処理の方法	溶解・再生

(業務完了届等の提出)

7 受注者は、処分業務が完了したときは、川崎市委託(単価)契約約款第14条に基づく業務完了届及び溶解証明書を発注者に提出しなければならない。

(委託料の請求)

8 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量から計算した金額を、川崎市委託(単価)契約約款第15条に基づいて発注者に請求し、発注者はこれに基づき委託代金を支払うものとする。

(委託契約を解除した場合の搬出及び運搬されない廃棄文書の取扱いに関する事項)

9 法令又は約款の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた廃棄文書の処理を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該廃棄文書の処理を受注者の責任で履行した後でなければ、契約を解除することができない。その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、約款による。

(秘密の保持及び第三者への提供の禁止)

10 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
- (2) 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、前号の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 発注者は、前2号の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(個人情報の適正な維持管理)

11 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

12 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、廃棄文書の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 前号の場合において、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

機密文書量一覧表(北部)

	No.	学校名	予定数量 (kg)	住所	電話番号
小学校 (高津区)	54	子母口小学校	400	川崎市高津区子母口730	044-777-0842
	55	橘小学校	400	川崎市高津区千年1024	044-766-4503
	56	末長小学校	500	川崎市高津区末長3-8-1	044-866-7642
	57	新作小学校	100	川崎市高津区新作1-9-1	044-877-6565
	58	東高津小学校		川崎市高津区北見方2-5-1	044-833-5452
	59	坂戸小学校		川崎市高津区坂戸1-18-1	044-822-2341
	60	久本小学校		川崎市高津区久本3-11-3	044-822-9331
	61	下作延小学校		川崎市高津区下作延5-19-1	044-822-0723
	62	高津小学校	1,000	川崎市高津区溝口4-19-1	044-822-2630
	63	梶ヶ谷小学校	400	川崎市高津区梶ヶ谷4-12	044-877-8621
	64	西梶ヶ谷小学校		川崎市高津区梶ヶ谷2-14-1	044-888-0505
	65	久末小学校	310	川崎市高津区久末647	044-777-6533
	66	上作延小学校	70	川崎市高津区上作延559	044-866-2049
	67	南原小学校		川崎市高津区上作延3-9-1	044-866-0981
68	久地小学校	190	川崎市高津区久地4-2-1	044-833-5700	
小学校 (宮前区)	69	野川小学校		川崎市宮前区西野川2-19-1	044-766-2069
	70	西野川小学校	60	川崎市宮前区野川台3-10-1	044-766-3877
	71	南野川小学校	100	川崎市宮前区南野川2-12-1	044-788-5500
	72	宮崎小学校		川崎市宮前区馬絹1-30-9	044-866-2219
	73	鷺沼小学校		川崎市宮前区鷺沼2-1	044-854-2783
	74	有馬小学校	30	川崎市宮前区東有馬5-12-1	044-866-1447
	75	西有馬小学校	220	川崎市宮前区有馬7-6-1	044-855-7911
	76	富士見台小学校		川崎市宮前区宮前平2-18-3	044-888-0189
	77	宮前平小学校	30	川崎市宮前区宮前平3-14-1	044-853-0466
	78	宮崎台小学校	300	川崎市宮前区宮崎3-18-2	044-855-2410
	79	向丘小学校	130	川崎市宮前区平1-6-1	044-866-7060
	80	平小学校	60	川崎市宮前区平6-5-1	044-866-7235
	81	白幡台小学校	220	川崎市宮前区南平台13-1	044-977-8220
	82	菅生小学校	80	川崎市宮前区菅生1-5-1	044-977-0953
83	稗原小学校	80	川崎市宮前区水沢3-7-1	044-976-4557	
84	犬蔵小学校		川崎市宮前区犬蔵1-3-1	044-976-1820	
85	土橋小学校	80	川崎市宮前区土橋3-1-11	044-865-1535	
小学校 (多摩区)	86	稲田小学校	100	川崎市多摩区宿河原3-18-1	044-911-7041
	87	長尾小学校	40	川崎市多摩区長尾7-28-1	044-866-1541
	88	宿河原小学校	50	川崎市多摩区宿河原2-1-1	044-933-5437
	89	登戸小学校	310	川崎市多摩区登戸1329	044-911-2124
	90	中野島小学校	100	川崎市多摩区中野島3-12-1	044-911-8515
	91	下布田小学校	110	川崎市多摩区布田23-1	044-944-5448
	92	東菅小学校	350	川崎市多摩区菅馬場2-19-1	044-944-2832
	93	南菅小学校	120	川崎市多摩区菅馬場3-25-1	044-944-5320
	94	西菅小学校	330	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	044-945-8181
	95	菅小学校	400	川崎市多摩区菅2-6-1	044-944-2107
	96	東生田小学校	200	川崎市多摩区枳形4-9-1	044-911-4619
	97	三田小学校	420	川崎市多摩区三田3-6-4	044-900-1986
	98	生田小学校		川崎市多摩区生田7-22-1	044-911-2115
	99	南生田小学校		川崎市多摩区南生田3-1-1	044-954-5764

機密文書量一覧表(北部)

	No.	学校名	予定数量 (kg)	住所	電話番号
小学校 (麻生区)	100	長沢小学校	50	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	044-954-5144
	101	西生田小学校	270	川崎市麻生区細山2-2-1	044-966-5161
	102	千代ヶ丘小学校	250	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	044-954-1080
	103	金程小学校		川崎市麻生区金程2-10-1	044-966-5506
	104	百合丘小学校		川崎市麻生区百合丘2-1-2	044-966-3550
	105	南百合丘小学校	90	川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	044-966-6376
	106	麻生小学校	420	川崎市麻生区上麻生3-24-1	044-954-0397
	107	東柿生小学校	10	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1	044-988-0017
	108	王禅寺中央小学校	20	川崎市麻生区王禅寺東4-14-1	044-988-9700
	109	真福寺小学校	70	川崎市麻生区白山5-3-1	044-988-4348
	110	虹ヶ丘小学校	90	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	044-987-1579
	111	柿生小学校		川崎市麻生区片平3-3-1	044-988-0019
	112	岡上小学校		川崎市麻生区岡上675-1	044-988-8367
	113	片平小学校		川崎市麻生区片平5-28-1	044-987-6367
	114	栗木台小学校	450	川崎市麻生区栗木台5-15-1	044-987-4633
115	はるひ野小学校	150	川崎市麻生区はるひ野4-8-1	044-980-5211	
中学校 (高津区)	225	東橘中学校	1,000	川崎市高津区子母口730	044-766-1649
	226	橘中学校		川崎市高津区千年1300	044-777-6715
	227	高津中学校	200	川崎市高津区久本3-11-2	044-822-2331
	228	東高津中学校	1,000	川崎市高津区末長4-1-1	044-833-2882
	229	西高津中学校		川崎市高津区久地1-10-1	044-822-2487
中学校 (宮前区)	230	宮崎中学校	580	川崎市宮前区宮崎107	044-877-2601
	231	野川中学校	150	川崎市宮前区西野川2-2-1	044-766-3821
	232	有馬中学校	430	川崎市宮前区有馬7-7-1	044-855-7913
	233	宮前平中学校	1,350	川崎市宮前区宮前平2-7	044-855-3214
	234	向丘中学校		川崎市宮前区神木本町5-11-1	044-866-2875
	235	平中学校	800	川崎市宮前区平3-15-1	044-976-3666
	236	菅生中学校		川崎市宮前区菅生2-10-1	044-977-8787
	237	犬蔵中学校	160	川崎市宮前区犬蔵1-10-1	044-977-0604
中学校 (多摩区)	238	稲田中学校	400	川崎市多摩区宿河原4-1-1	044-911-4224
	239	枅形中学校	300	川崎市多摩区枅形1-22-1	044-900-1304
	240	中野島中学校	120	川崎市多摩区中野島1-16-1	044-944-4734
	241	南菅中学校	50	川崎市多摩区菅馬場4-1-1	044-944-5307
	242	菅中学校		川崎市多摩区菅城下28-1	044-944-8002
	243	生田中学校	20	川崎市多摩区三田2-5420-2	044-911-4201
	244	南生田中学校		川崎市多摩区南生田3-4-1	044-954-5613
	中学校 (麻生区)	245	西生田中学校	2,000	川崎市麻生区高石3-25-1
246		金程中学校	3,000	川崎市麻生区金程3-16-1	044-951-2141
247		長沢中学校		川崎市麻生区東百合丘4-12-1	044-954-5611
248		麻生中学校		川崎市麻生区上麻生4-39-1	044-954-2957
249		柿生中学校		川崎市麻生区上麻生6-40-1	044-988-0004
250		王禅寺中央中学校	130	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	044-987-0066
251		白鳥中学校	590	川崎市麻生区白鳥1-5-1	044-988-9701
252		はるひ野中学校		川崎市麻生区はるひ野4-8-1	044-980-5211
特別支援学校	302	中央支援学校 稲田分教室		川崎市多摩区宿河原3-18-1 稲田小学校内	044-922-5735
	302	中央支援学校	250	川崎市高津区久本3-7-1	044-844-1276
高等学校	405	高津高等学校(全日制)	1,500	川崎市高津区久本3-11-1	044-811-2555
	405	高津高等学校(定時制)		川崎市高津区久本3-11-1	044-811-2555
合計			23,190		

機密文書量一覧表(南部)

	No.	学校名	予定数量 (kg)	住所	電話番号
小学校 (川崎区)	1	殿町小学校	40	川崎市川崎区殿町1-17-19	044-266-4886
	2	四谷小学校	160	川崎市川崎区四谷下町4-1	044-266-5883
	3	東門前小学校	260	川崎市川崎区東門前3-4-6	044-288-2065
	4	大師小学校	500	川崎市川崎区東門前2-6-1	044-288-2392
	5	川中島小学校		川崎市川崎区川中島2-4-19	044-288-3167
	6	藤崎小学校	30	川崎市川崎区藤崎3-2-1	044-288-2126
	7	さくら小学校	20	川崎市川崎区桜本1-9-15	044-266-4601
	8	大島小学校		川崎市川崎区浜町1-5-1	044-344-2424
	9	渡田小学校		川崎市川崎区田島町14-1	044-344-4932
	10	東小田小学校	200	川崎市川崎区小田5-11-20	044-333-2122
	11	小田小学校		川崎市川崎区小田4-12-24	044-333-3300
	12	浅田小学校	600	川崎市川崎区浅田2-11-21	044-333-5966
	13	東大島小学校	200	川崎市川崎区大島5-25-1	044-233-6120
	14	向小学校		川崎市川崎区大島4-17-1	044-233-6936
	15	田島小学校		川崎市川崎区渡田1-20-1	044-333-8436
	16	新町小学校		川崎市川崎区渡田新町3-15-1	044-322-2495
	17	旭町小学校	110	川崎市川崎区旭町2-2-1	044-233-4712
	18	宮前小学校	300	川崎市川崎区宮前町8-13	044-233-2043
	19	川崎小学校		川崎市川崎区日進町20-1	044-233-2812
	20	京町小学校	250	川崎市川崎区京町1-1-4	044-322-2410
小学校 (幸区)	21	幸町小学校	150	川崎市幸区中幸町2-17	044-522-0388
	22	南河原小学校	100	川崎市幸区都町18	044-522-2573
	23	御幸小学校	100	川崎市幸区遠藤町1	044-511-4317
	24	西御幸小学校	90	川崎市幸区小向西町4-30	044-522-2419
	25	戸手小学校	170	川崎市幸区戸手本町1-165	044-522-3506
	26	古川小学校		川崎市幸区古川町70	044-533-1524
	27	東小倉小学校	50	川崎市幸区東小倉1-1	044-511-5201
	28	下平間小学校	30	川崎市幸区下平間175	044-522-3304
	29	古市場小学校	80	川崎市幸区古市場1-1	044-522-0282
	30	日吉小学校		川崎市幸区北加瀬1-37-1	044-588-4411
	31	小倉小学校	180	川崎市幸区小倉2-20-1	044-588-3332
	32	南加瀬小学校	240	川崎市幸区南加瀬4-24-1	044-599-2554
	33	夢見ヶ崎小学校	150	川崎市幸区南加瀬2-13-1	044-599-1247
	34	新小倉小学校		川崎市幸区新小倉2-15	044-588-1201
小学校 (中原区)	35	下河原小学校		川崎市中原区上平間585	044-522-0158
	36	平間小学校	50	川崎市中原区上平間1480	044-511-6528
	37	玉川小学校	50	川崎市中原区北谷町32	044-522-4416
	38	下沼部小学校	110	川崎市中原区下沼部1955	044-411-2933
	39	苜宿小学校	320	川崎市中原区苜宿25-1	044-422-4409
	40	木月小学校		川崎市中原区木月4-53-1	044-433-3286
	41	東住吉小学校	350	川崎市中原区木月住吉町1-11	044-422-1402
	42	住吉小学校		川崎市中原区木月祇園町17-1	044-422-5444
	43	井田小学校	300	川崎市中原区井田中ノ町29-1	044-766-3992
	44	今井小学校	70	川崎市中原区今井西町3-18	044-722-7599
	45	上丸子小学校		川崎市中原区上丸子八幡町815	044-411-2221
	46	西丸子小学校	100	川崎市中原区小杉陣屋町2-19-1	044-733-4413
	47	中原小学校	300	川崎市中原区小杉御殿町1-950	044-722-1610
	48	宮内小学校		川崎市中原区宮内2-4-1	044-766-4769
	49	大戸小学校		川崎市中原区下小田中1-4-1	044-766-4509
	50	下小田中小学校	320	川崎市中原区下小田中3-35-1	044-777-5103
	51	新城小学校	130	川崎市中原区下新城1-15-1	044-766-2236
	52	大谷戸小学校		川崎市中原区上小田中1-27-1	044-777-6412
	53	小杉小学校		川崎市中原区小杉町2-295-1	044-711-5553

機密文書量一覧表(南部)

	No.	学校名	予定数量 (kg)	住所	電話番号
中学校 (川崎区)	201	大師中学校		川崎市川崎区大師河原2-1-1	044-266-5791
	202	南大師中学校		川崎市川崎区四谷上町24-1	044-266-2125
	203	川中島中学校	30	川崎市川崎区藤崎2-19-1	044-222-5707
	204	桜本中学校	500	川崎市川崎区池上新町1-2-4	044-288-7188
	205	臨港中学校		川崎市川崎区浜町2-11-22	044-333-5537
	206	田島中学校	1,500	川崎市川崎区小田2-21-7	044-322-2027
	207	京町中学校	800	川崎市川崎区京町3-19-11	044-333-2127
	208	渡田中学校	50	川崎市川崎区渡田向町11-1	044-244-4702
	209	富士見中学校	500	川崎市川崎区富士見2-1-2	044-233-4186
	210	川崎中学校	650	川崎市川崎区下並木50	044-222-7186
	211	川崎高等学校附属中学校	200	川崎市川崎区中島3-3-1	044-246-7862
中学校 (幸区)	212	南河原中学校	550	川崎市幸区中幸町4-31	044-511-2413
	213	御幸中学校	250	川崎市幸区戸手4-2-1	044-522-3404
	214	塚越中学校	800	川崎市幸区塚越1-60	044-511-0458
	215	日吉中学校	500	川崎市幸区北加瀬2-3-1	044-588-4552
	216	南加瀬中学校	120	川崎市幸区南加瀬3-10-1	044-588-6428
中学校 (中原区)	217	平間中学校	500	川崎市中原区上平間1368	044-511-3502
	218	玉川中学校	100	川崎市中原区中丸子562	044-411-2639
	219	住吉中学校	150	川崎市中原区木月住吉町27-1	044-411-3358
	220	井田中学校	500	川崎市中原区井田杉山町11-1	044-766-3393
	221	今井中学校	250	川崎市中原区今井仲町7-1	044-722-9292
	222	中原中学校	1,400	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	044-722-3396
	223	宮内中学校	1,000	川崎市中原区宮内4-13-1	044-766-3470
	224	西中原中学校	300	川崎市中原区下小田中2-17-1	044-777-2239
特別 支援 学校	301	龔学校	580	川崎市中原区上小田中3-10-5	044-766-6500
	302	中央支援学校 大戸分教室	100	川崎市中原区下小田中1-4-1 大戸小学校内	044-766-3868
	302	中央支援学校 高等部分教室	90	川崎市中原区上小田中3-10-5 龔学校内	044-755-5666
	303	田島支援学校 本校		川崎市川崎区田島町20-5	044-355-1240
		田島支援学校 さくら分教室		川崎市川崎区桜本1-9-15 さくら小学校内	044-277-2120
304	田島支援学校 桜校		川崎市川崎区池上新町1-1-3	044-299-2861	
高等学校	401	川崎高等学校(全日制)	200	川崎市川崎区中島3-3-1	044-244-4981
	401	川崎高等学校(定時制)		川崎市川崎区中島3-3-1	044-244-4981
	402	幸高等学校	300	川崎市幸区戸手本町1-150	044-522-0125
	403	川崎総合科学高等学校(全日制)	120	川崎市幸区小向仲野町5-1	044-511-7336
	403	川崎総合科学高等学校(定時制)	30	川崎市幸区小向仲野町5-1	044-511-7336
	404	橘高等学校(全日制)	2,000	川崎市中原区中丸子562	044-411-2640
	404	橘高等学校(定時制)		川崎市中原区中丸子562	044-411-2640
合計			20,180		

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

(あて先)
川崎市長

(申込者)
業者番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和8年7月9日に公告された次の一般競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

1 件 名

川崎市立学校機密文書処分業務委託

2 履行場所

受注者の指定する処理施設

3 履行期限

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 入札参加資格を証する書類

本件の公告2(6)に示した契約内容を確認できる契約書類等の写し

5 担当者及び連絡先

(1) 担当者職・氏名 _____

(2) 所属部署 _____

(3) 電話番号 _____

(4) FAX番号 _____

(5) 電子メール _____

質 問 書

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

※代表者印は不要です。

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

件名 川崎市立学校機密文書処分業務委託

質 問 事 項

質問がない場合は、「質問書」の提出の必要はありません。